

事 調 第 6 5 7 号

令和5年(2023年)9月14日

各(総合)振興局 産業振興部長 様

農政部農村振興局事業調整課技術管理担当課長

コンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進について(通知)

コンクリート構造物の施工については、これまでも現場条件に応じて、現場打ち、プレキャストコンクリート製品等のそれぞれのメリットを生かし活用してきたところです。

しかしながら、建設業においては令和6年4月から時間外労働の上限規制が厳格化され、違反した場合には罰則の対象となる恐れがあること、また、近年の工事現場における技能者不足などの課題に対応するため、生産性の向上、工期短縮、施工管理の負荷軽減、安全性の向上など、工事現場のさらなる業務の効率化が重要なため、別添のとおりプレキャストコンクリート製品の導入を促進することとしたので、設計段階等において適切に実施願います。

記

1 対 象

災害復旧工事を除く農業農村整備事業等

2 適 用

本通知以降に設計を実施する業務

〔連絡先 技術指導係〕
内線 27-181